（削る）

第二十四条～第二十六条　（略）

（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十七条　（略）

2　インフラシステム海外展開戦略室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、海外における社会資本の整備に関する事業の展開の促進に関するものであって二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び物流政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3～9　（略）

第二十八条～第三十一条　（略）

第三十二条から第三十七条まで　削除

（削る）

（削る）

（物流渉外官及び国際複合物流企画調整官）

第二十一条の二　国際物流課に、物流渉外官及び国際複合物流企画調整官それぞれ一人を置く。

2　物流渉外官は、国際的な貨物流通に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送（本邦と外国との間の貨物の輸送であって、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二十二条～第二十四条　（略）

（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十五条　（略）

2　インフラシステム海外展開戦略室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、海外における社会資本の整備に関する事業の展開の促進に関するものであって二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び国際物流課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3～9　（略）

第二十六条～第二十九条　（略）

第三十条から第三十五条まで　削除

（地域振興室並びに交通政策企画調整官及び都市交通対策企画調整官）

第三十六条　交通計画課に、地域振興室並びに交通政策企画調整官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。

2　地域振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る地域の振興に資する交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（交通支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域の振興に資する都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画に関すること（都市局及び交通政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

3　地域振興室に、室長を置く。

4　交通政策企画調整官は、命を受けて、交通計画課の所掌事務のうち交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　都市交通対策企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る都市における交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（交通支援課及び地域振興室の所掌に属するものを除く。）。

二　都市交通に関する基本的な計画に関すること（都市局並びに地域振興室及び交通政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

（企画調整官）

第三十七条　交通支援課に、企画調整官一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、交通支援課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。